



資料編



1. 阿蘇市次世代育成支援後期行動計画の評価

本計画は、「阿蘇市次世代育成支援後期行動計画」の後継計画に当たるため、今後の事業展開・方向性を検討する前提として、各担当課において後期行動計画の評価及び事業管理に関する整理検討を行いました。

なお、阿蘇市次世代育成支援後期行動計画における保育関係特定 12 事業の達成状況については、下表のとおりでした。

本計画では、数値目標を達成できなかった項目も含め、25 年度に実施したアンケート調査を基に現状のニーズを把握し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、数値目標の見直しを行っています。

次世代育成支援後期行動計画における目標事業量の達成状況

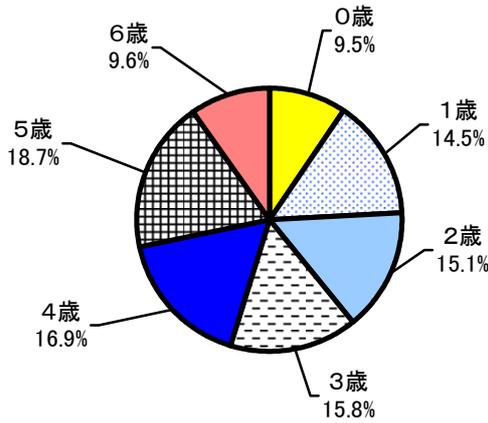
	目標(平成 26 年度)	実績(平成 26 年度)
通常保育事業	12か所	12か所
トワイライトステイ事業	-	-
ショートステイ事業	-	-
一時預かり事業	9か所	8か所
延長保育事業	12か所	12か所
休日保育事業	1か所	0か所
夜間保育事業	-	-
特定保育事業	3か所	6か所
病児・病後児保育事業	1か所	0か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	0か所
地域子育て支援拠点事業	3か所	3か所
放課後児童健全育成事業	5か所	5か所

2. アンケート調査結果の概要

(1) 子どもの年齢・学年と家族の状況

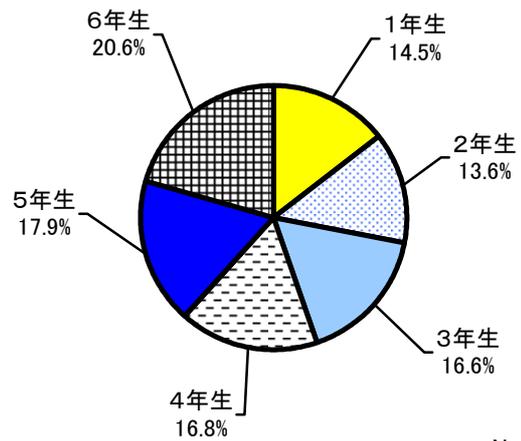
- 子どもの年齢・学年分布は図1、図2のとおりで、概ね万遍なく回答をいただいている。
- ひとり親家庭の割合は、就学前で 8.0%、小学生で 13.2%となっている（図3参照）。

図1 就学前児童の年齢



N=990

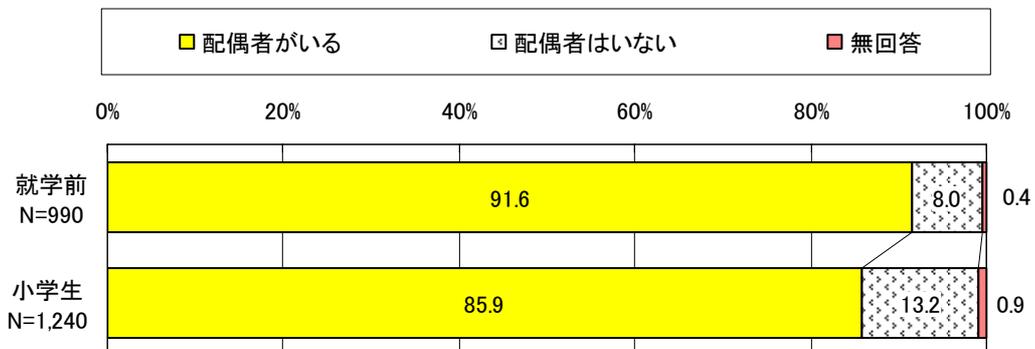
図2 小学生の学年



N=1,240

※グラフのNは、各質問の回答者数で、割合算出の基数となる(以下同じ)。

図3 保護者の配偶状況



(2) 子育ての環境について

- 緊急時や用事の際にも子どもを預かってもらえる人がいない家庭の割合は、就学前で7.5%、小学生で7.8%であった（図4参照）。
- 子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所がない人の割合は、就学前で2.9%、小学生で4.4%であった（図5参照）。

図4 日頃、子どもを見てもらえる親族・知人はいるか

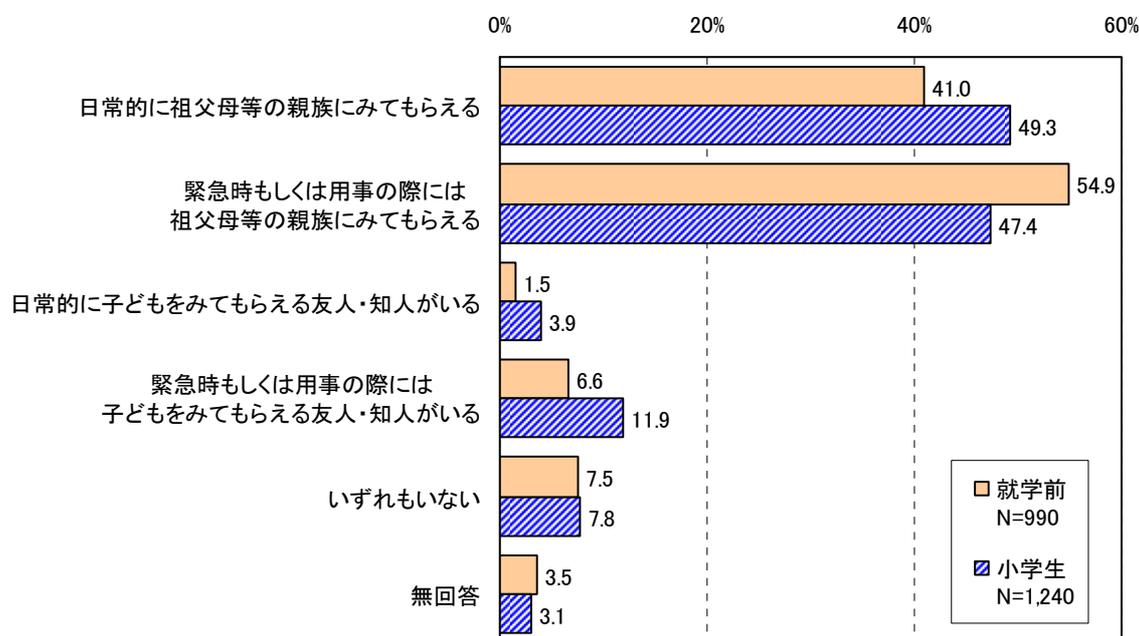
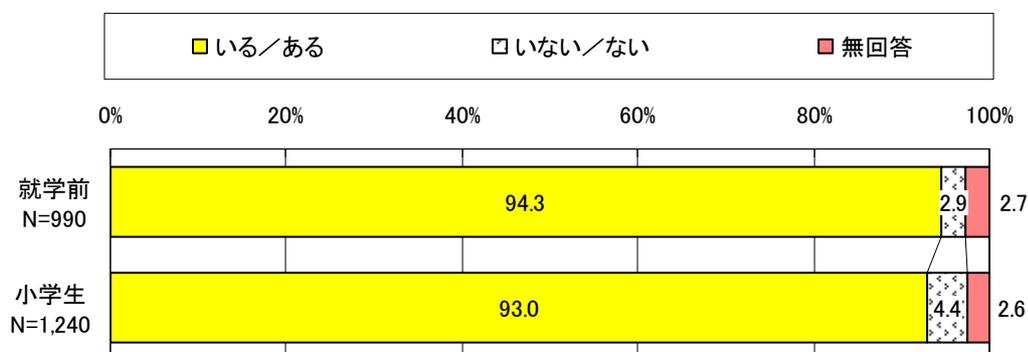


図5 気軽に相談できる人や場所はあるか



(3) 母親の就労状況について

- 母親の就労状況については、フルタイムで就労していると回答した人が、育児・介護休業中の人も含めて、就学前で 45.8%、小学生で 54.6%となっている（図6参照）。
- パート・アルバイトなどで就労していると回答した人は同じく、就学前で 30.2%、小学生で 30.0%となっており（図6参照）、そのうち、フルタイムへの転換希望がある人は、就学前で 27.1%、小学生で 25.0%となっている（図7参照）。

図6 母親の就労状況

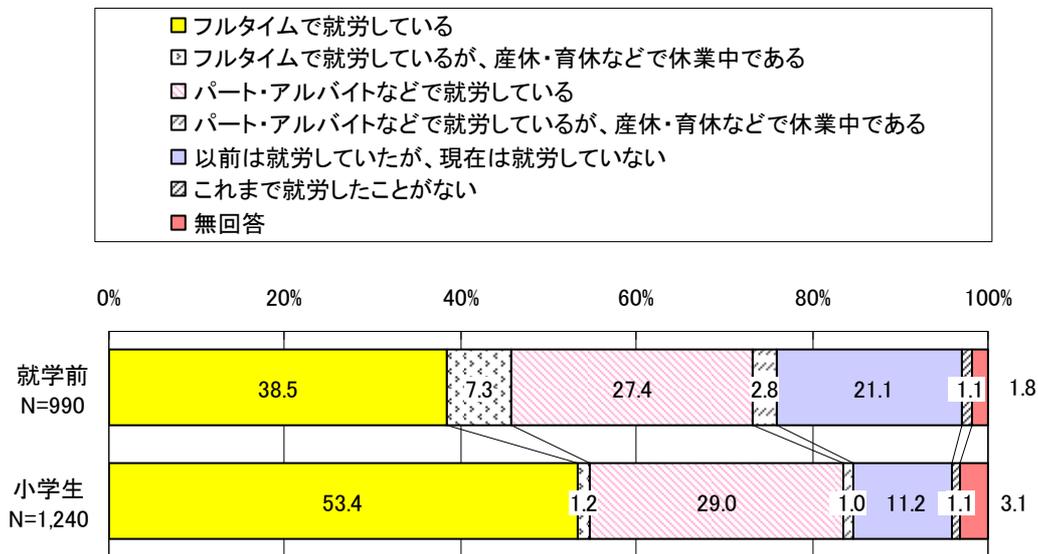
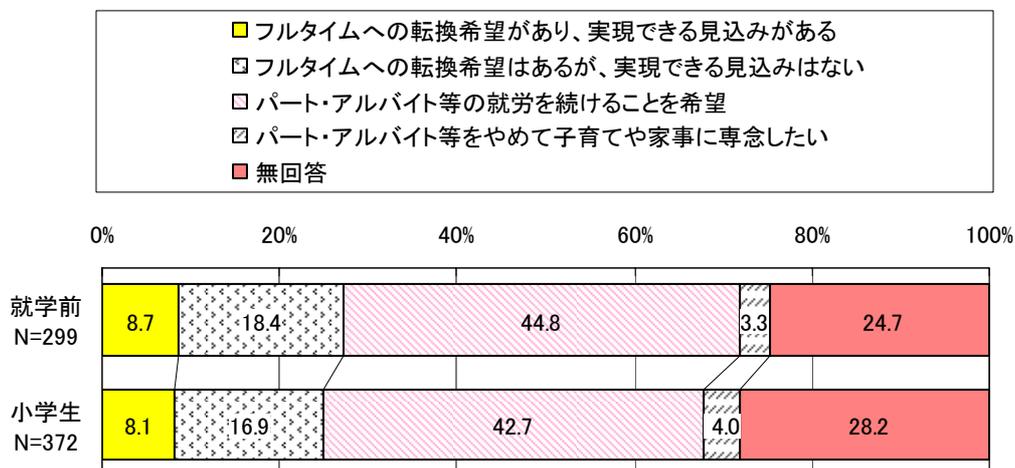


図7 パート・アルバイトの方のフルタイムへの転換希望



- 現在就労していない母親の就労希望を尋ねたところ、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人が就学前で37.7%、小学生で33.3%、一番下の子どもがある程度大きくなったら就労したいと回答した人は就学前で34.5%、小学生で22.2%となっており、就労していない就学前児童の母親の72.2%、小学生児童の母親の55.5%に就労希望のあることがわかる（図8参照）。
- 就労希望があると回答した人に、希望の就労形態を尋ねたところ、就学前では「パートタイム、アルバイト等」が75.9%と圧倒的に高い割合を占めており、「フルタイム」を希望する人の割合は19.3%にとどまっている（図9参照）。
- 一方、小学生の母親では、「フルタイム」を希望する人の割合が39.2%、「パートタイム、アルバイト等」が54.9%となっている。（図9参照）

図8 非就労者の就労意向

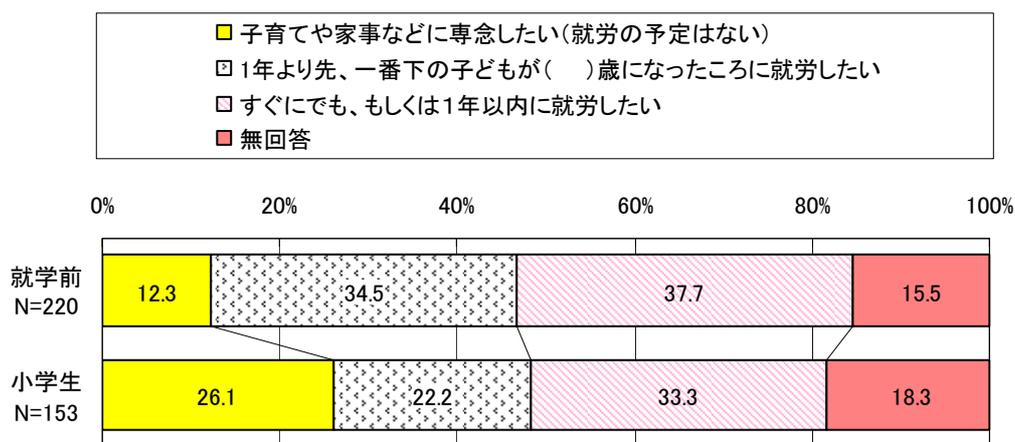
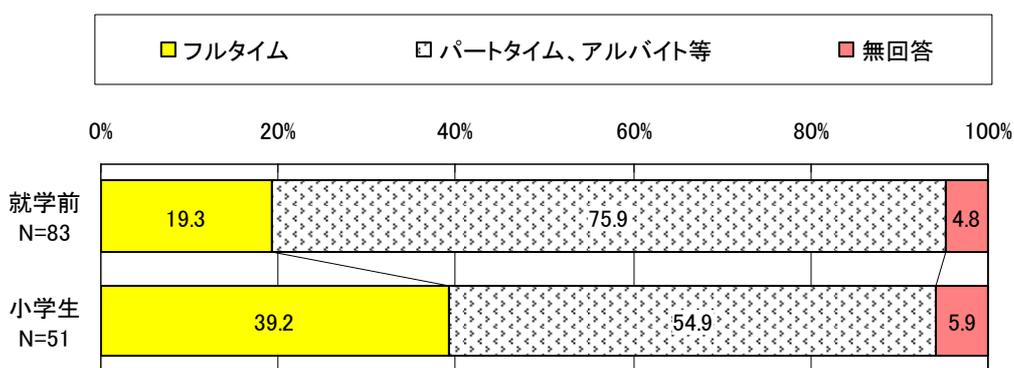


図9 希望する就労形態



(4) 父親の就労状況について

- 父親の就労状況については、フルタイムで就労していると回答した人が、育休中の人も含めて就学前で83.3%、小学生で78.7%となっており、無回答を除く実際の回答者の大半を占めている（図10参照）。
- 就学前児童の両親の就労状況によって家庭類型を分類すると図11のようになる。

図10 父親の就労状況

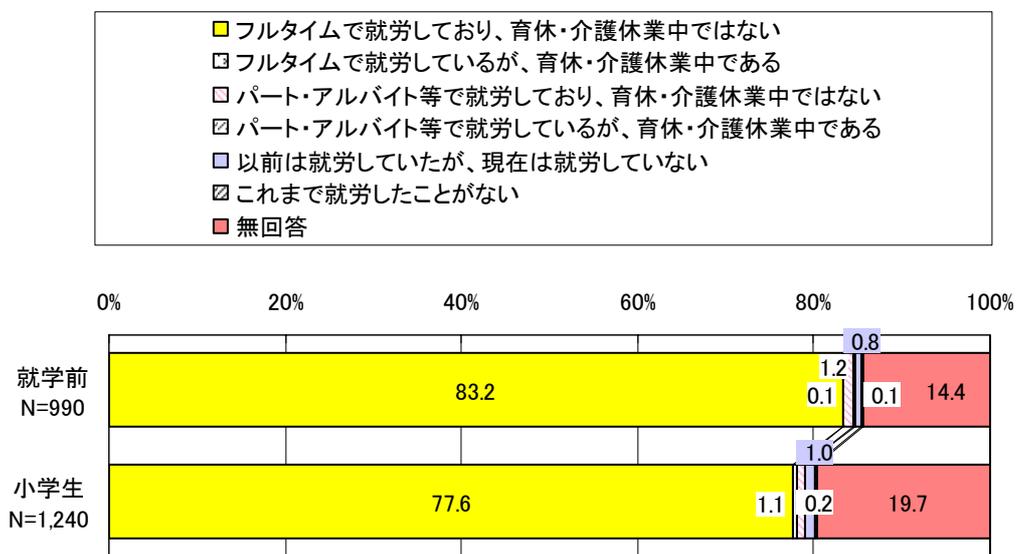
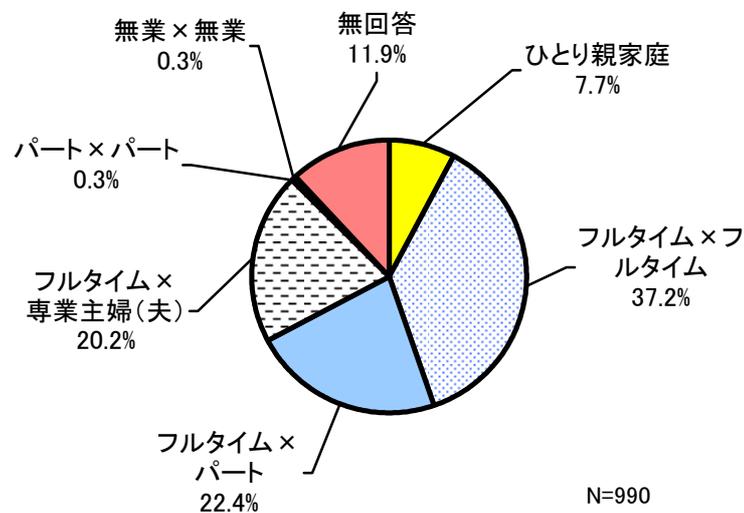


図11 両親の就労状況による家庭類型(就学前児童)



(5) 教育・保育の利用状況・意向について

- 現在、定期的な教育・保育の事業（幼稚園や保育所など）を「利用している」と回答した人の割合は72.3%で、概ね子どもの年齢が高くなるにつれて、「利用している」という回答割合も高くなっており、6歳は全員が利用していることがわかる。

図12 現在、定期的な教育・保育の事業を利用しているか(就学前児童)

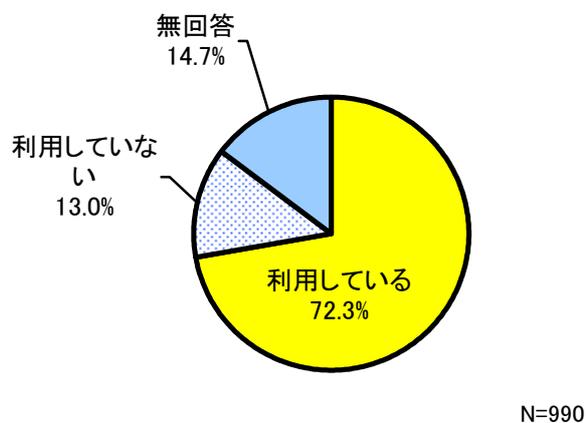
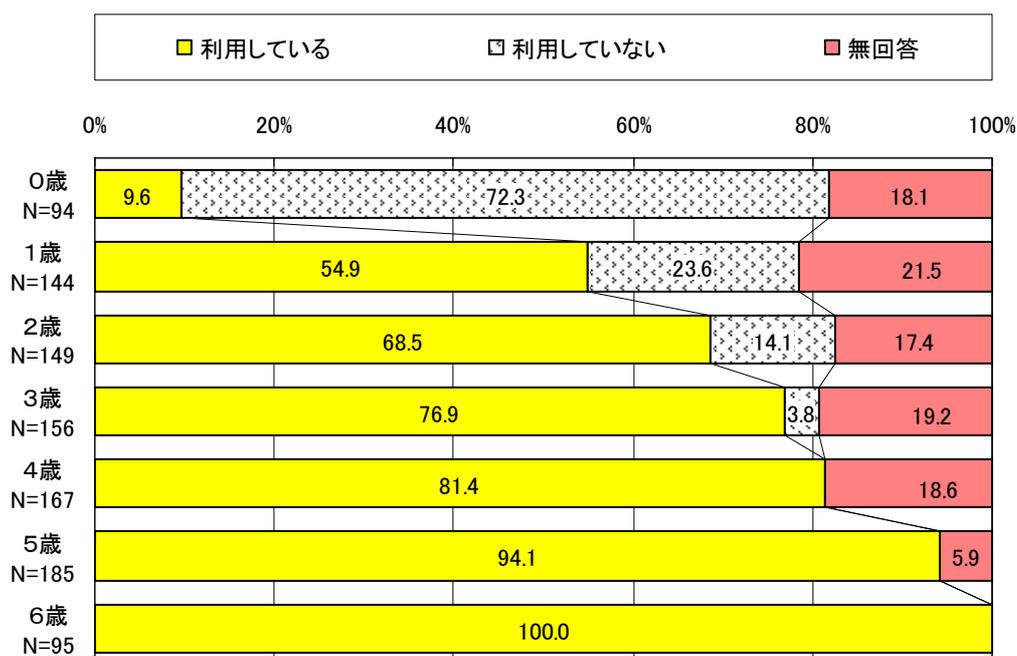


図13 年齢別教育・保育事業利用状況(就学前児童)



- 定期的な教育・保育事業の利用者のうち 78.9%は「認可保育所」を利用していると回答しており、今後の利用意向についてもほぼ同じ傾向となっている。

図 14 現在利用している教育・保育事業(就学前児童)

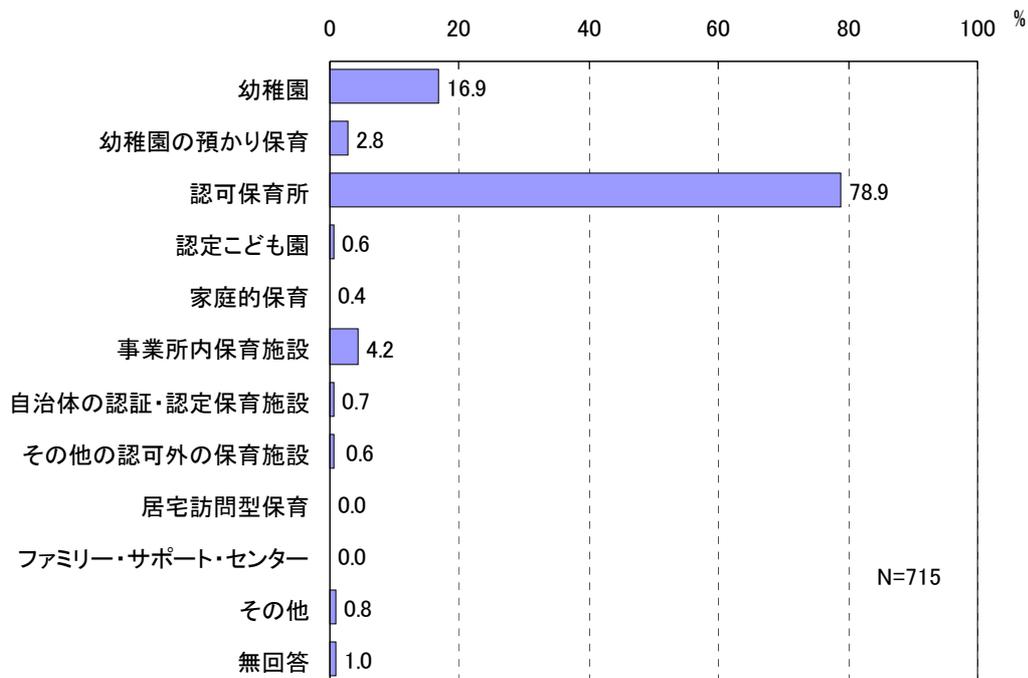
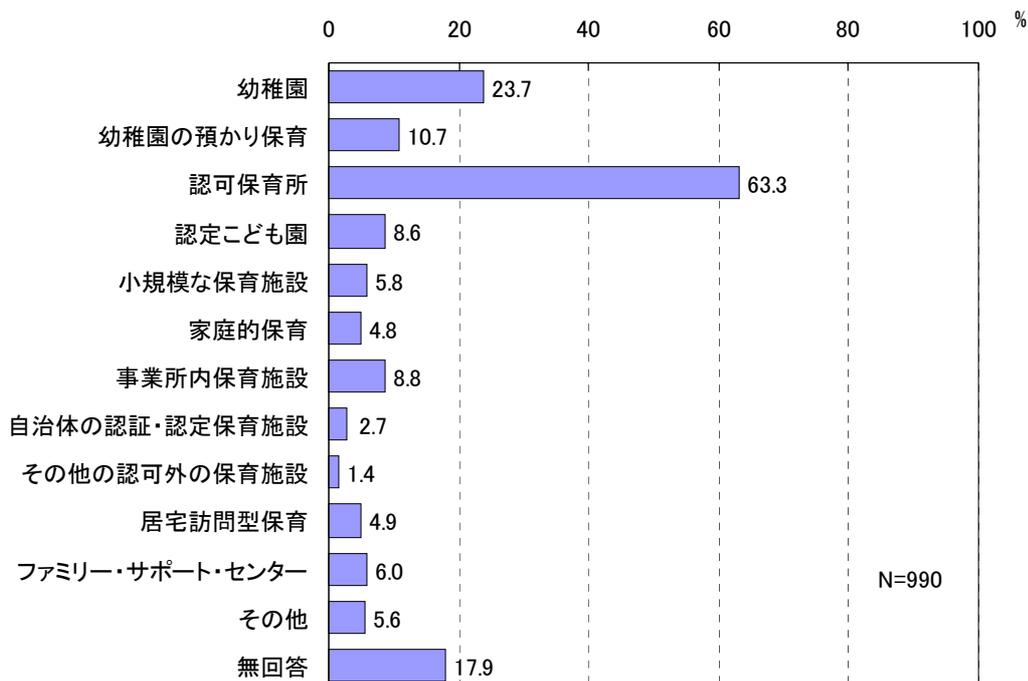


図 15 今後利用したい教育・保育事業(就学前児童)



- 土曜日の定期的な教育・保育事業については、18.6%の人が「ほぼ毎週利用したい」と回答しているのに対し、日曜日・祝日については、「ほぼ毎週利用したい」と回答した人は3.1%にとどまっており、「利用する必要はない」と回答した人が59.0%と多くなっている（図 16 参照）。
- 夏休みなどの利用意向については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」という回答が38.0%、「休みの期間中、週に数日利用したい」という回答が24.0%となっている（図 17 参照）。

図 16 土曜日と日曜日・祝日の利用意向（就学前児童）

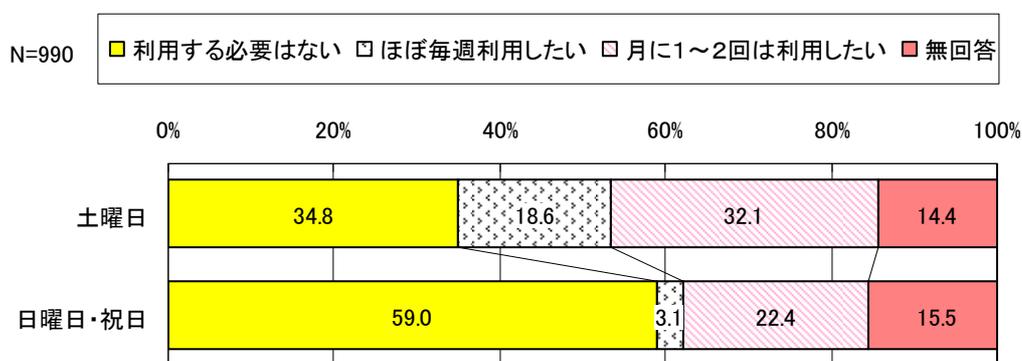
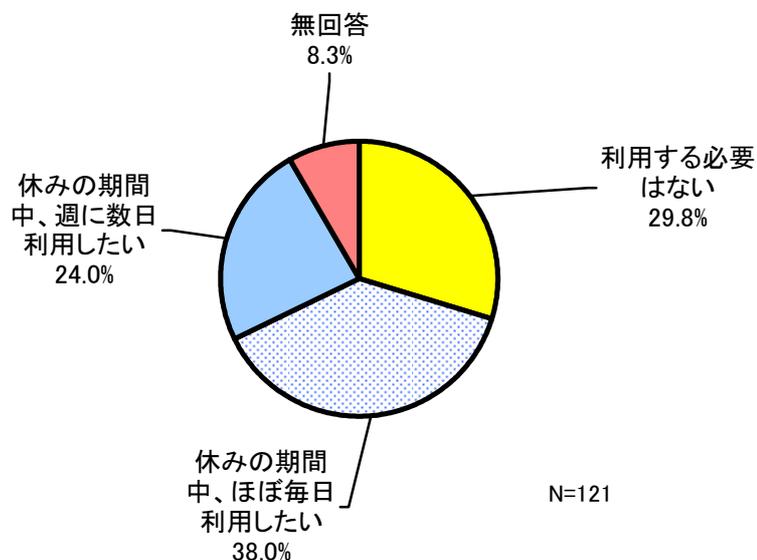


図 17 夏休みなどの利用意向（幼稚園利用者）



(6) 各種子育て支援事業の利用状況・意向について

- 「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」が利用率(23.6%)、利用意向(27.4%)ともに最も高くなっている。

図 18 利用したことがあるか(就学前児童の保護者)

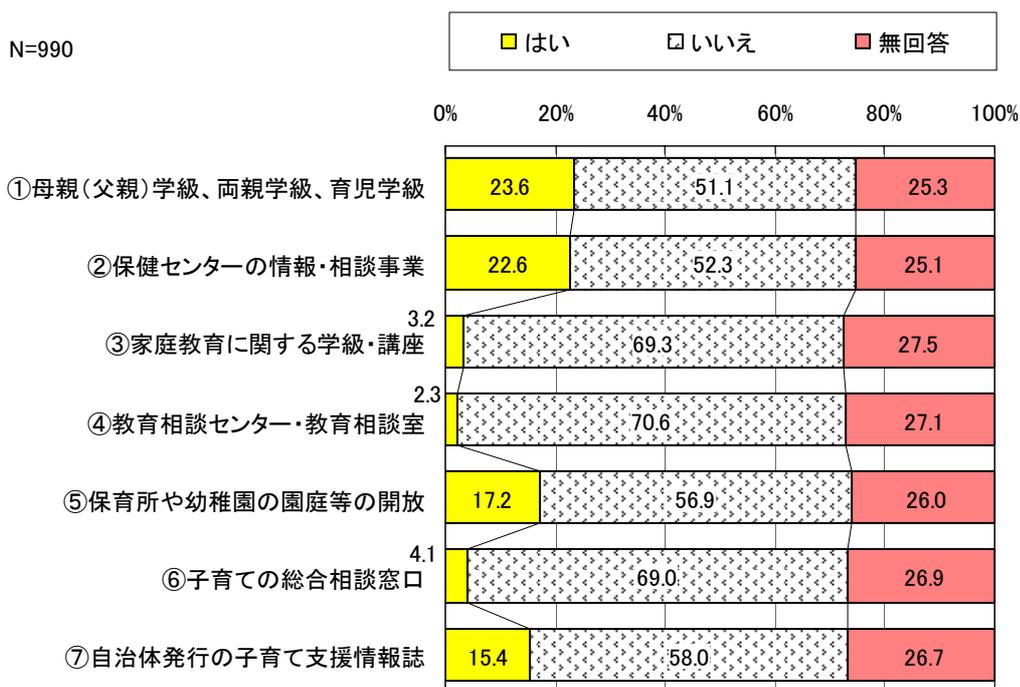
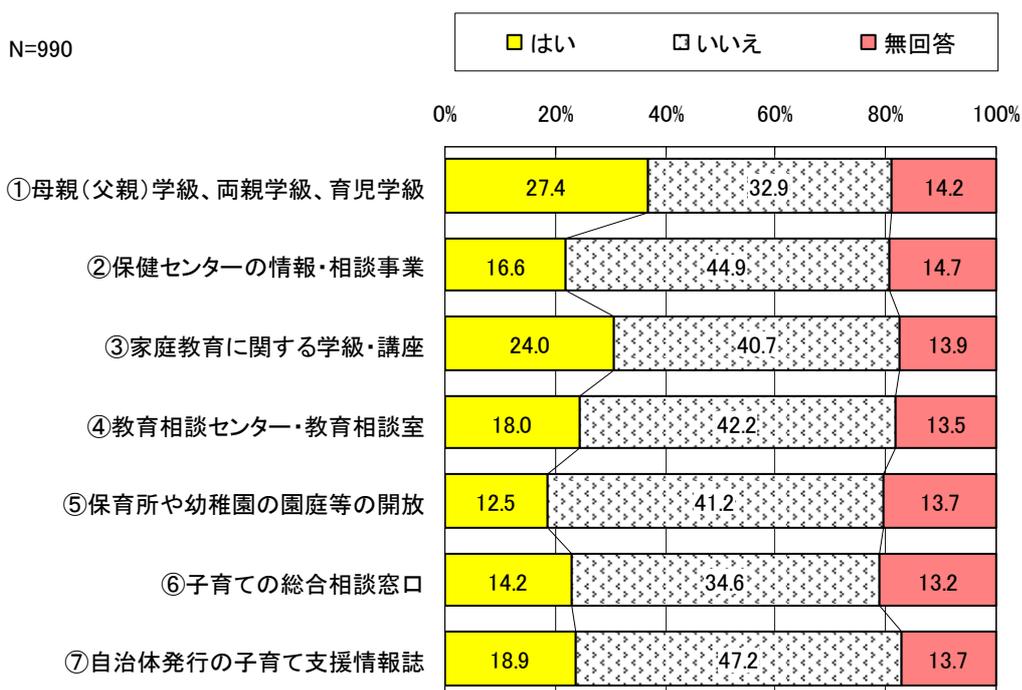


図 19 今後利用したいか(就学前児童の保護者)



(7) 保育所などの一時的な利用について

- 就学前児童の保護者に、私用や親の通院、不定期の就労などのため、不定期に利用している事業があるか尋ねたところ、「利用していない」と回答した人が84.2%を占め、何らかの事業を利用していると回答した人は8.5%となっている（図20参照）。
- また、今後、私用や親の通院、不定期の就労などのため、一時預かりなどの事業を「利用したい」と回答した人の割合は33.9%となっている（図21参照）。

図20 私用等で不定期に利用している事業

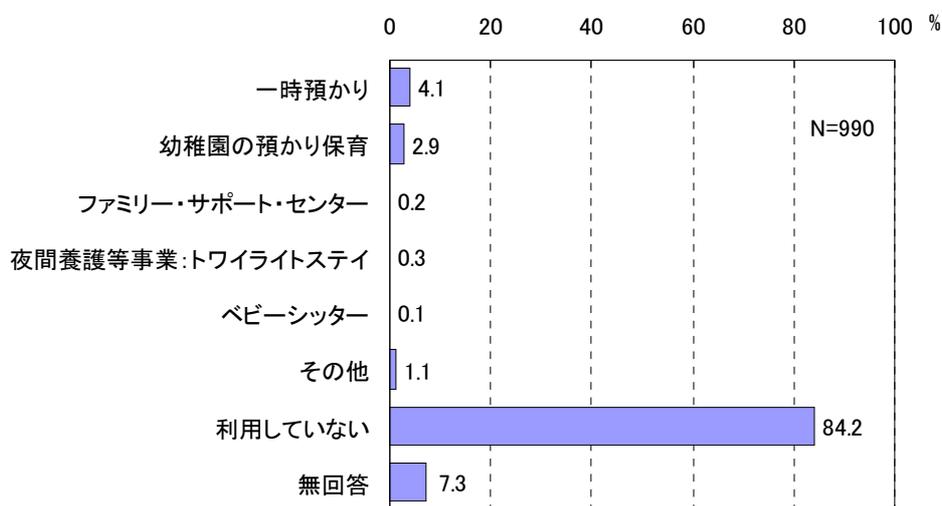
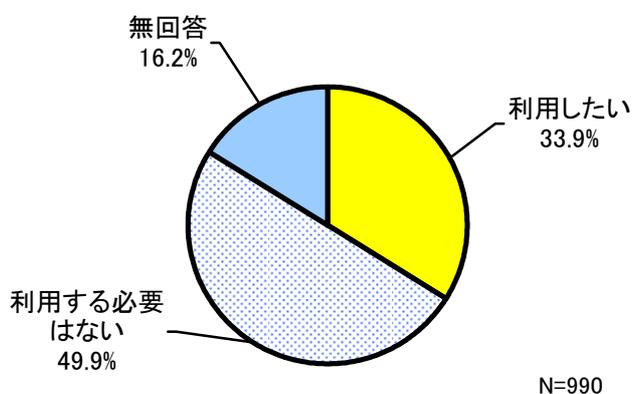


図21 一時預かりなどの今後の利用意向



(8) 子どもの病気の際の対応について

- 幼稚園・保育所などを利用している児童の保護者のうち、この1年間に、対象の子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことが「あった」と回答した人は75.8%であった（図22参照）。
- また、その際の対処方法については、「母親が（仕事を）休んだ」という回答が74.7%と最も多く、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が41.7%で、それに続いている（図23参照）。

図22 病気やけがで幼稚園や保育所などを利用できなかったことがあったか

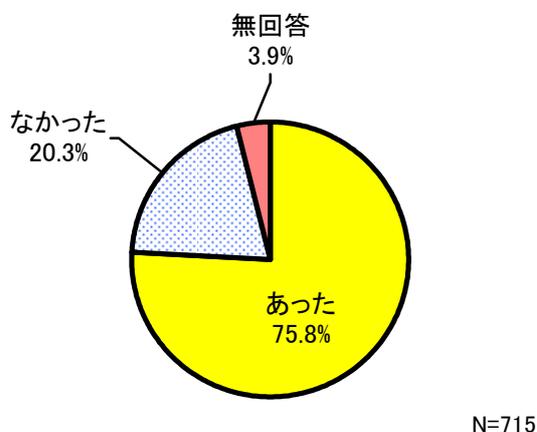
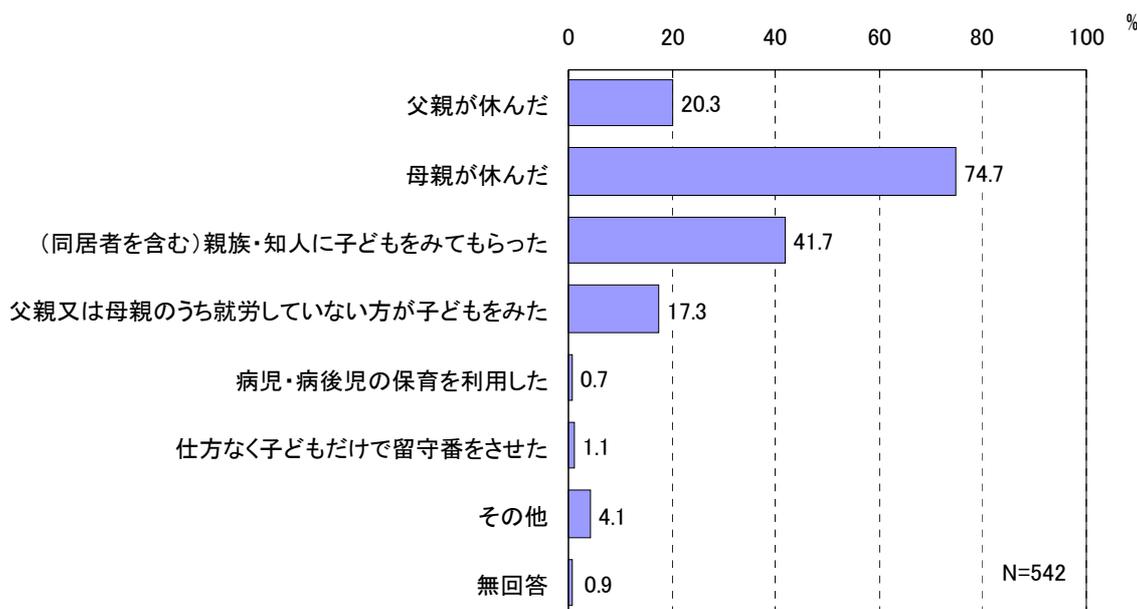


図23 その際の対処方法



- 子どもが病気やけがで幼稚園や保育所などを利用できなかった場合に、両親のいずれかが（仕事を）休んだと回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と思った人の割合は 47.4%であった（図 24 参照）。
- 前問で病児・病後児のための保育施設などを「利用したいとは思わない」と回答した人（50.5%）にその理由を尋ねたところ、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（59.0%）と「親が仕事を休んで対応する」（56.1%）という回答が多くになっている（図 25 参照）。

図 24 病児・病後児保育施設の利用意向

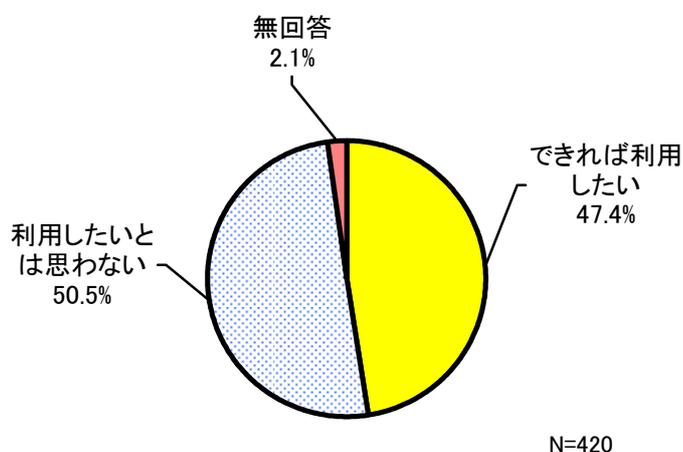
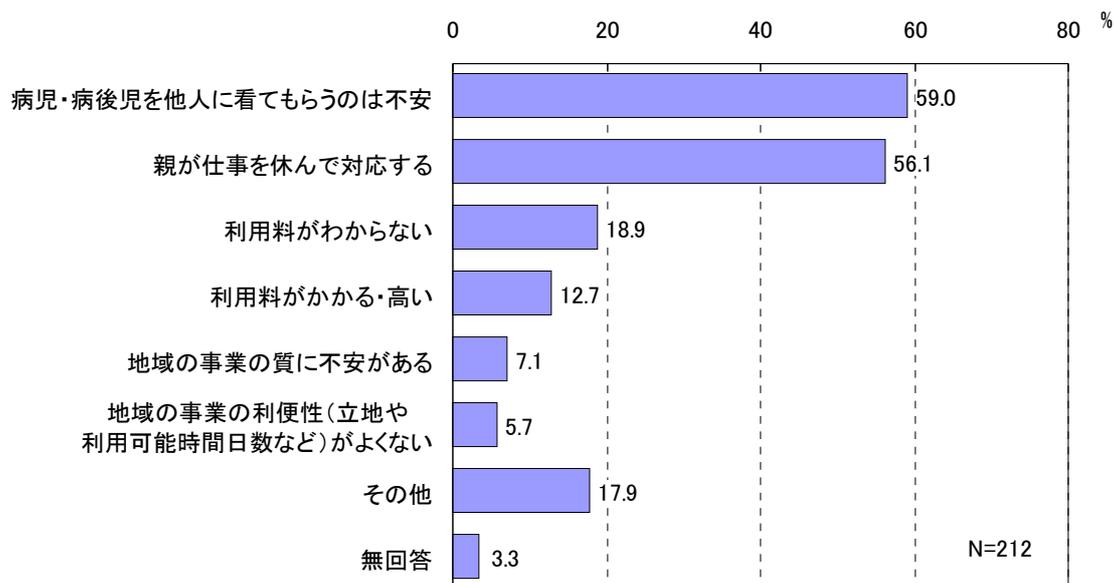


図 25 病児・病後児保育施設を利用したいと思わない理由



(9) 放課後児童クラブの利用意向について

- 小学校入学前の児童の保護者からの回答を見ると、「放課後児童クラブ」を利用したい人の割合は低学年で31.6%、高学年で17.0%となっている（図26参照）。
- 平日、放課後児童クラブを利用したいと回答した人に、土・日・祝日・夏休みなどの利用希望を尋ねたところ、少なくとも低学年の間は利用したいという回答は、「土曜日」で44.5%、「日曜日・祝日」で15.2%、「夏休みなど」で84.5%となっている（図27参照）。

図26 小学校入学後の放課後の過ごし方の希望(5歳以上の就学前児童)

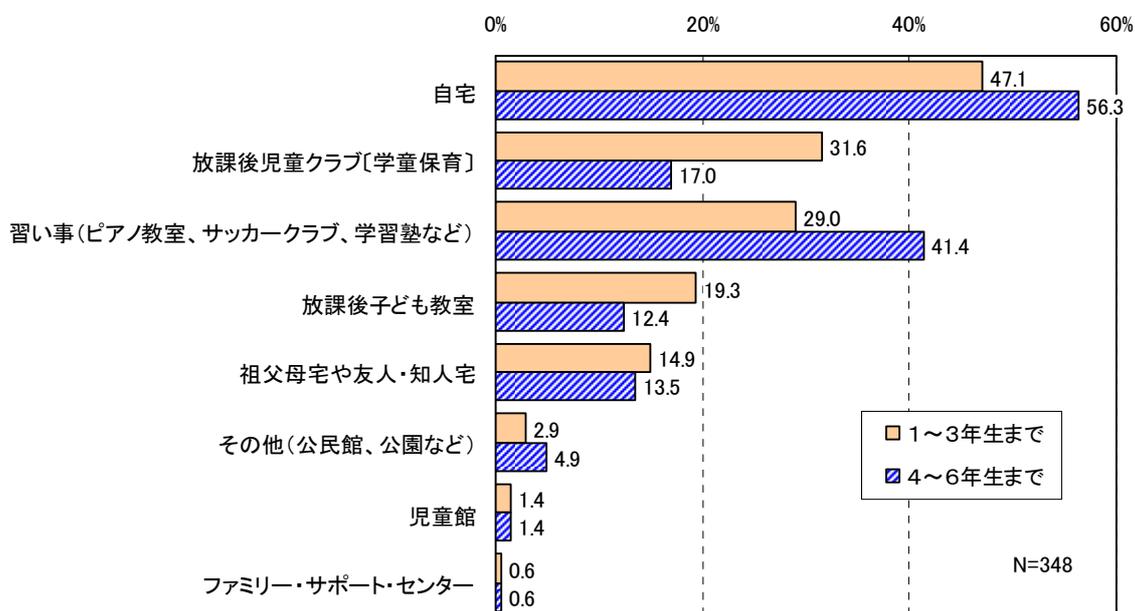
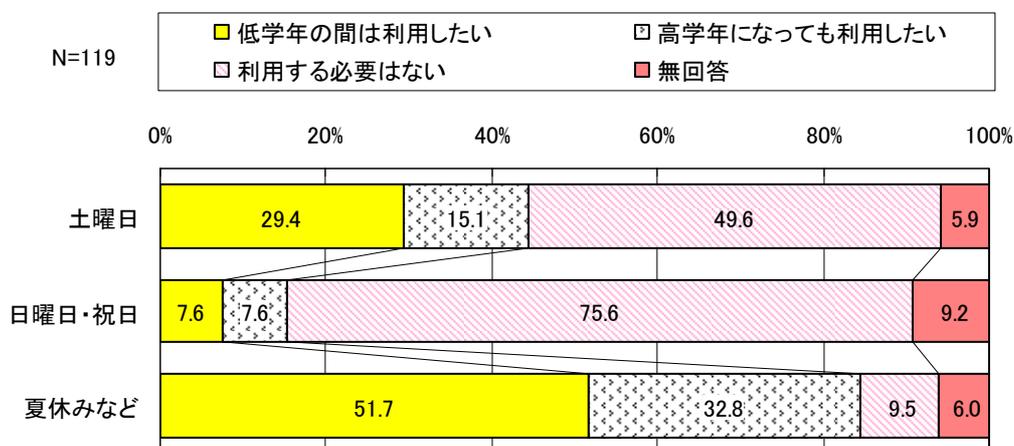


図27 放課後児童クラブの土・日・祝日・夏休みの利用希望(就学前児童)



(10) 育児休業の取得状況について

- 父親の育児休業取得率は、就学前で 1.2%、小学生で 0.4%といずれも極めて低い水準となっている。
- 母親については、働いていなかった人を除いて集計すると、就学前で 62.0%、小学生で 51.8%と、就学前の方が 10.2 ポイント高い取得率となっている。

図 28 育児休業を取得したか(父親)

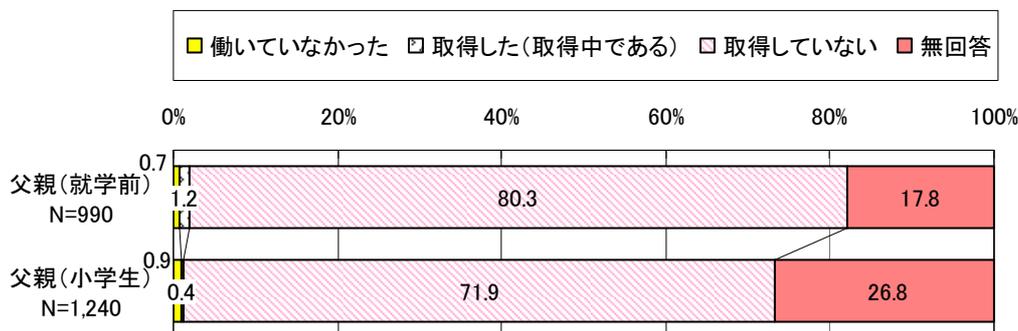


図 29 育児休業を取得したか(母親)

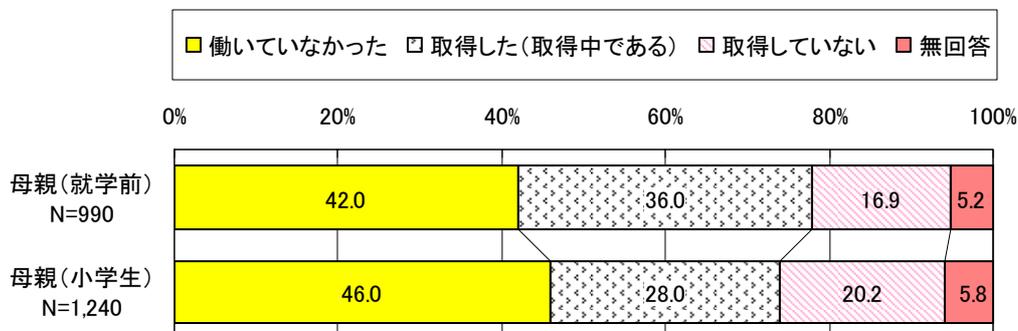
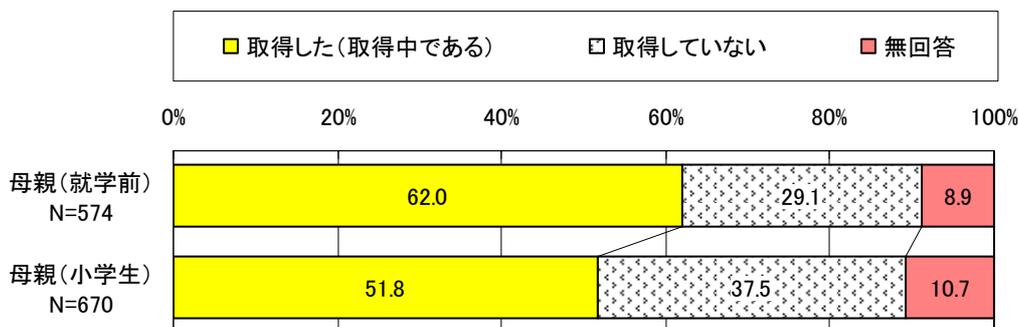


図 30 育児休業を取得したか(母親・働いていなかった人を除く)



(11) 子育ての環境や支援への満足度について

- 子育ての環境や支援への満足度について5段階評価で尋ねた結果は以下のとおりで、居住地域別の目立った差異は認められない（図31参照）が、子どもの年齢階層別に見ると、小学生の保護者よりも就学前の保護者の方がやや満足度が高くなっている。

図31 子育ての環境や支援への満足度(地域別)

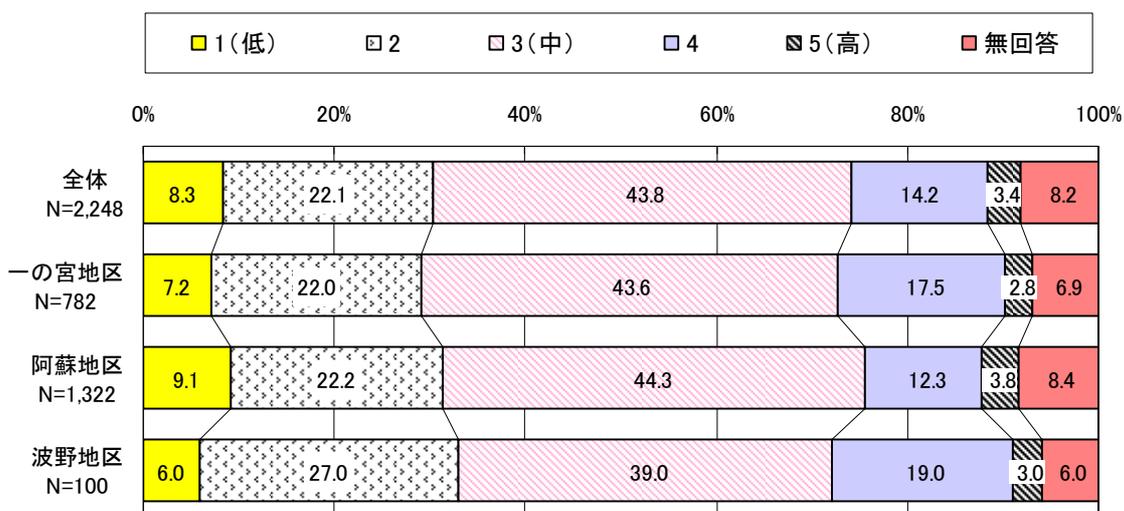
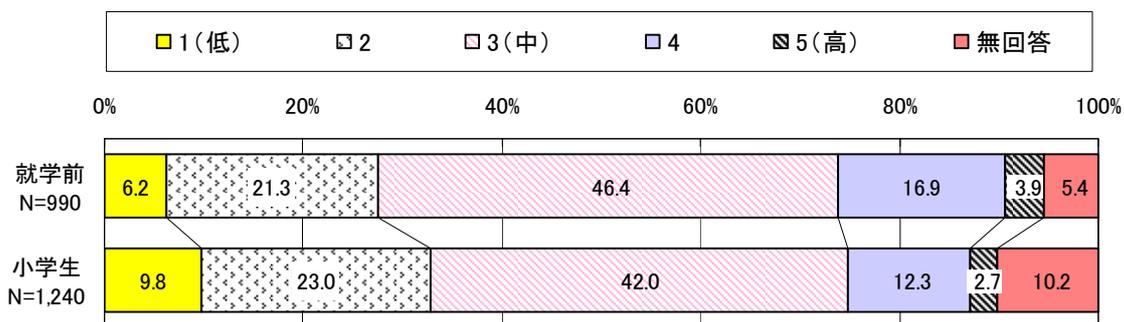


図32 子育ての環境や支援への満足度(子どもの年齢階層別)



3. 阿蘇市子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日

阿蘇市条例第32号

(設置)

第1条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、阿蘇市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について、市長又は教育長の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項の規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育長に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会文教厚生常任委員会の委員

(2) 保健医療関係者

(3) 児童福祉関係者

(4) 教育関係者

(5) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について子ども・子育て会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年阿蘇市条例第42号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するための必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4. 阿蘇市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	関係機関等	役職名	備考
古澤 國義	阿蘇市議会	文教厚生常任委員長	会長 (H27.2.11~)
高宮 今朝秀	阿蘇市議会	前文教厚生常任委員長	前会長 (~H27.2.10)
古木 孝宏	阿蘇市議会	文教厚生常任委員	副会長
相部 弘子	阿蘇市教育委員	委員長	
福島 鐵冶	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	副会長	(H25.12.1~)
岩下 和海	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	前会長	(~H25.11.30)
岡山 富士男	保育園関係	熊本YMCA黒川保育園長	
田中 泰次郎	幼稚園関係	学校法人法輪学園理事長 (あそひかり幼稚園)	(H26.7.10~)
高宮 正行	幼稚園関係	前あそひかり幼稚園長	(~H26.7.9)
原山 昭信	学校関係	阿蘇市校長会副会長 (阿蘇小学校長)	(H26.4.1~)
市原 潤	学校関係	前阿蘇市校長会長 (前古城小学校長)	(~H26.3.31)
北里 かおる	阿蘇市子ども会育成連絡協議会	事務局員	
志賀 和代	阿蘇市母子保健推進員	代表	
道脇 里恵	阿蘇市養護教諭	代表 (宮地小学校)	(H26.4.1~)
奥井 誉子	阿蘇市養護教諭	前代表 (阿蘇中学校)	(~H26.3.31)
松見 あずさ	医療機関関係	松見内科クリニック副院長	
大田黒 卓三	山田保育園保護者会	代表	
佐伯 知彦	阿蘇中央幼稚園保護者会	会長	
西本 貴志	阿蘇市PTA連合会	会長	(H26.4.1~)
伊藤 照行	阿蘇市PTA連合会	前副会長	(~H26.3.31)
三村 大和	放課後児童クラブ関係	まどか学童クラブ代表	

阿蘇市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 熊本県阿蘇市
企画・編集 阿蘇市市民部福祉課子育て支援係

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1
TEL (0967) 22-3167
FAX (0967) 35-4114
